

## 11月3日

来週の11月3日は、文化の日。国民の祝日です。かつては明治天皇の誕生日として、明治には「てんちようせつ天長節」、昭和初期までは「明治節」とされていました。とても大切な祝日だったわけです。明治時代に制定された大日本帝国憲法では天皇は神聖不可侵であり、統治権を総攬する国の元首とされていました。昭和21年(1946)、この日に日本国憲法が公布されました。その地位を日本国の象徴であり日本国民統合の象徴とした新たな憲法が、この日に公布されたのです。当時の人々の思いは、様々なかたちで交錯したのではないかと想像されます。2年後、昭和23年(1948)に、この日は「文化の日」と定められました。「憲法記念日」は、施行された5月3日の方になりました。

ところで、今年の11月3日は、アメリカでは大統領選挙の投票日です。新型コロナウイルスの感染が収まらないなかでの投票であり、投票方法やその後に懸念されている混乱など、果たしてすんなりと新しい大統領が決まるのか、いつにも増して不確定な要素が山積しているようです。そんな11月3日を前に、憲法に関する日でもありますので、アメリカの憲法なども参照しながら、憲法やアメリカのことなどについて考えてみたいと思います。

いわゆる憲法(この場合、成文憲法とします)は、どこの国にもあるかという点、よく知られているように、ない国というのもあります。代表的なのは、イギリスです。イギリスには、長い年月をかけて議会の立法と裁判所の判断決定によって国の統治の仕組みを築き上げてきた歴史があり、それが憲法としての役割を果たしています。例えば、800年以上前の1215年に制定されたマグナ・カルタ(大憲章)や、17世紀の名誉革命後の権利章典(Bill of Rights)などは、現在でも法体系の重要な一部を構成しています。

歴史的には、憲法は国家の組織に関する規定や政府の権限の限界を規定したものから、やがて国民の権利、人権の保障も含む内容へと拡大、変化してきたといえます。憲法は、国のありようが大きく変わろうとするタイミングで作られることが多いようですから、我が国では敗戦を機に、アメリカではイギリスからの独立を機に制定されたということができます。

アメリカ合衆国憲法は、現行の成文憲法の中では最古のものであるといわれています。1787年、フィラデルフィアの憲法制定会議において起草され、その後、各州の憲法会議を経て、1788年、9州の承認を得て成立しました。この時の内容は、「連邦議会」「大統領」「連邦司法部」「連邦制」などについてのもので、統治の組織や諸権限が明記されていました。逆をいえば、

国民の権利、つまり権利章典(Bill of Rights)を欠いていたのです。

このことは、人々や州に人民の権利の保障について不安を与え、その結果、3年後の1791年に、最初の10の修正条項が、権利章典として憲法の本体に追加されることになりました。付加された修正条項は、「信教・言論・出版・集会等の自由」「人民の武装権」「不合理な捜索・押収・抑留の禁止」などです。

合衆国憲法は、憲法の本体はそのままの形で維持しつつ、これに不適切な部分を改める修正条項を順次付加していくという方法を採用しています(第5条)。今日までに27の修正条項が付加されていますが、基本的にそのままの形で存続している憲法なのです。このため、憲法の条文から、アメリカがたどった歴史を見ることも出来ます。例えば、制定時の条文には、奴隷制が前提とされていますが、その条文は今でもそのまま、奴隷制の廃止は憲法修正として付加されました。また、1870年成立の修正第15条は、選挙権の拡大に関するもので黒人の選挙権を規定していますが、女性は除外されていたのです。女性参政権を認めた修正第19条が成立したのは、50年後の1920年のことです。アメリカにおいても、女性は長い間、男性とは対等ではなく、投票権すら否定されていたのです。

ところで、合衆国憲法の制定から今日までの間には、権力関係にも大きな変化が生じています。特徴的なのは、連邦議会の地位が相対的に低下し、大統領の権限が拡大したことでしょう。合衆国憲法は第2条で「執行権は、アメリカ合衆国大統領に属する。」と規定していますが、その後、続く規定のしかたは、立法権(第1条)や司法権(第3条)の場合とは微妙に異なり、やや曖昧な点があるように思われます。

ともあれ、近づく大統領選挙を機に、合衆国憲法を眺めてみてはいかがでしょうか。けっこう、エツと思うような条文が見つかりますよ。

\*\*\*\*\*

ところで、統計的にみて、ある特定の天気は現れやすい日のことを「特異日」といいます。雨の特異日や晴れの特異日があったりするわけですが、11月3日は代表的な晴れの特異日です。

前橋市における過去10年間の11月3日午前9時の天気を調べてみると、

2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
曇り	快晴	快晴	快晴	快晴
2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
快晴	薄曇り	快晴	曇り	快晴

10年の内、快晴が7回、曇りが2回、薄曇りが1回で、一度も雨は降っていませんでした。秋晴れとなる日が多いようです。アメリカ大統領選挙の雲行きはあやしくなっていますが、日本の天気の方は、晴れかもしれませんね。